

-国立大学法人旭川医科大学-

大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に反して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせずに随意契約としていたもの

1件 不当金額(支出) 18億9183万円

1 医薬品の調達業務の概要等

国立大学法人旭川医科大学（以下「旭川医科大学」という。）は、医学部の教育研究に必要な施設として設置、運営している旭川医科大学病院で使用する医薬品の調達を実施しており、契約や支払等の調達に係る事務を、国立大学法人旭川医科大学会計規程（以下「会計規程」という。）等の内部規程等に基づいて行うこととなっている。会計規程等によれば、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならないこととされているが、予定価格が500万円未満の契約をするときなどは、随意契約によることができるとしている。

また、旭川医科大学は、世界貿易機関（WTO）の下で運用されている協定の一つである政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の適用対象であり、協定及び我が国の自主的措置として決定されている運用指針等（以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。）の対象となる調達契約を締結する場合には、協定等に基づき契約事務を行う必要がある。

そして、平成26年4月1日から28年3月31日までの間に締結される物品及びサービスの調達契約については、予定価格等、評価の基礎となる額が^(注)10万SDR以上の場合が協定等の適用対象とされ（以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。）、協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとされている。旭川医科大学は、協定の適用対象となっていることから、「旭川医科大学政府調達細則」において、物品等の調達契約に当たり、予定価格が「国の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令」に規定する財務大臣の定める額（26年4月1日から28年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約については1300万円）以上の物品等の調達契約が、特定調達の適用対象となることなどを定めて、協定等を遵守した契約事務を行うこととしている。

（注） SDR IMF（国際通貨基金）の特別引出権（Special Drawing Rights）。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

2 検査の結果

旭川医科大学は、医薬品の調達について、従前は、協定等や会計規程等に基づき実施していたのに、27年度においては、随意契約によれば価格交渉が可能となり経費削減に資するとして、協定等や会計規程等に反して、次のとおり随意契約により実施していた。

ア 協定等に反して随意契約を行っていた事態

旭川医科大学は、上期（27年4月から9月までの間）において予定価格が1300万円以上である20品目について、下期（同年10月から28年3月までの間）において同様の17品目について、特定調達の適用対象であるにもかかわらず、協定等に反して、一般競争に付すことなく随意契約により調達し、これに係る代金計1,149,113,136円を支払っていた。

イ 会計規程等に反して随意契約を行っていた事態

旭川医科大学は、上期において予定価格が500万円以上1300万円未満である44品目について、下期において同様の47品目について、会計規程等に反して、一般競争に付すことなく随意契約により調達し、これに係る代金計742,725,500円を支払っていた。

このように、協定等や会計規程等に反して随意契約により医薬品を調達していた事態は適正ではなく、不当と認められる。